

改正

平成22年9月16日条例第29号

平成24年12月20日条例第29号

平成25年12月18日条例第14号

平成28年9月8日条例第20号

平成29年6月14日条例第10号

平成30年3月19日条例第10号

令和元年9月20日条例第16号

宇多津町都市公園条例

宇多津町公園緑地管理条例（平成12年条例第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、本町の都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（都市公園の名称等）

第2条 都市公園の名称及び所在は、別表第1のとおりとする。

（都市公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第2条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 町の区域内に設置する都市公園の町民一人当たりの敷地面積の基準は、20平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の町民一人当たりの敷地面積の基準は、5平方メートル以上とする。
- （2） 町が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて町における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.15ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とし

て定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 町が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園の公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号で定める割合とする。

(1) 前条第1項第2号ア、イ及びエに掲げる公園 100分の2

(2) 前条第1項第2号ウで掲げる公園 100分の8

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前

2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、期間、場所その他必要な事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、宇多津臨海公園産業資料館における行為は除く。

(1) 物品を販売し、又は頒布すること。

(2) 募金、署名活動その他これらに類する行為をすること。

(3) 業として写真又は映画を撮影すること。

(4) 興行を行うこと。

(5) 運動会、競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 町長は、前項各号に掲げる行為が、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 町長は、第1項の許可に際し、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を破損し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、植物を採取すること。

(3) 土石、竹木等の物件をたい積すること。

(4) 土地の形質を変更すること。

(5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

- (6) 指定された場所以外の場所でたき火、花火をすること。
 - (7) 指定された立入禁止区域に立ち入ること。
 - (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
 - (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
 - (10) 指定された場所以外の場所で野営をすること。
 - (11) 他の利用者等に著しく迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれのある行為若しくはその管理上著しく支障となる行為
- (利用の禁止又は制限)

第6条 町長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所、面積
 - エ 公園施設の種類、構造、数量
 - オ 公園施設の外観
 - カ 工事実施の方法
 - キ 工事着手及び完了の時期
 - ク 公園施設の管理の方法
 - ケ 都市公園の復旧方法
 - コ その他参考となるべき事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 公園施設の名称、種類
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理の面積、方法

オ 管理に要する資金計画

カ その他参考となるべき事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 変更する事項

イ 変更の理由

ウ その他参考となるべき事項

(占用の許可申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用の箇所及び面積

(2) 占有物件の種類、構造、数量

(3) 占有物件の管理の方法

(4) 工事実施の方法

(5) 工事着手及び完了の時期

(6) 都市公園の復旧方法

(7) その他参考となるべき事項

(占用の許可を受けた事項の軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の模様替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件に対する物件の添加で、占有者が当該占用の目的に付随して行うもの

(保証金等)

第9条の2 町長は、法又はこの条例の規定による許可に際し、必要があると認めるときは、保証金を徴し又は保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証金の額、充当、還付、その他必要な事項は、規則の定めるところによる。

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項又は第3条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる額の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものについての使用料の額は、使用料の額に消費税等相当額（消費税法に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をい

う。)を加えた額とする。

2 使用料は、前納とする。ただし、町長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、町長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公共又は公益の用に供する目的で使用するとき。

(2) その他規則で定める事項に該当するとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させてはならない。

(立入検査)

第13条 町長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、公園の管理上必要がある場合においては、その必要限度において都市公園内の占用物件又は公園施設若しくは使用場所に立ち入り、調査し、検査し、又は関係人に質問することができる。

2 前項の規定により、都市公園内の占用物件又は公園施設若しくは使用場所に立ち入ろうとする者は、規則で定めるその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合には、これを提示しなければならない。

(監督処分)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復、若しくは都市公園から退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(損害賠償)

第15条 公園の施設等を損壊した者は、町長の認定する金額により、その損害を賠償しなければならない。

2 町長は特別の事情があると認めたときは、前項の規定により賠償すべき金額の全部又は一部を減額又は免除することができる。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第16条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第17条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、町役場に掲示すること。
- (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報に掲載すること。

2 町長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を町役場に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価格の評価の方法)

第18条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

この場合において、町長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第19条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等を売却する場合の手続きについては、規則で定めるところにより、競争入札に付して行うものとする。ただし、規則で定める場合にあつて

は、随意契約により行うことができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第20条 町長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 公園を構成する土地条件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (4) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定に基づく処分により必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。
- (6) 第14条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、当該措置を完了したとき。

(指定管理者による管理)

第22条 町長は、都市公園の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に公園の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第23条 前条の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は次に掲げる範囲の業務とする。

- (1) 公園の使用の許可に関する業務
- (2) 公園の維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 公園の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 公園の利用者の利便性を向上させるための必要な業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、公園の運営に関する業務のうち、町長のみの権限に関する業務を除く業務

2 前項の場合における第3条、第6条、第10条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第24条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に公園の管理を行わなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第25条 第3条から第19条までの規定は、法第33条第4項に規定する都市公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第26条 町長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を告示しなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行につき必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項(第25条においてこの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第25条においてこの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条の(第25条においてこの規定を準用する場合を含む。)規定に違反して権利を譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させた者
- (4) 第14条(第25条においてこの規定を準用する場合を含む。)の規定による町長の命令に違反した者

第29条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第30条 法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して

これらの条の過料に処する。

第31条 法第5条の11の規定により町長に代わってその権限を行う者は、前3条の規定の適用については、町長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に宇多津町公園緑地管理条例（平成12年条例第20号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月16日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第29号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月8日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月14日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月19日条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	名称	所在地	備考
住区基	津ノ郷公園	宇多津町大字東分字本村東1697番1	
幹公園	大橋東部公園	宇多津町字平山2628番地170	

		大橋西部公園	宇多津町字平山2628番地169	
		大橋 1 号公園	宇多津町字平山2628番地756	
		大橋 2 号公園	宇多津町字平山2628番地736	
		大橋 3 号公園	宇多津町字平山2628番地747	
		大橋 4 号公園	宇多津町字平山2628番地768	
		宇多津 1 号公園	宇多津町浜五番丁64番地	都市計画公園
		宇多津 2 号公園	宇多津町浜六番丁74番地	都市計画公園
		宇多津 3 号公園	宇多津町浜三番丁27番地	都市計画公園
		宇多津 4 号公園	宇多津町浜七番丁99番地	都市計画公園
		宇多津 5 号公園	宇多津町浜八番丁126番地	都市計画公園
		宇多津 6 号公園	宇多津町浜八番丁135番地	都市計画公園
		平山公園	宇多津町字新開2521番地	都市計画公園
		網の浦万葉公園	宇多津町字網ノ浦1898番地 1	
		桜の広場	宇多津町浜二番丁18番地 7	
	近隣公園	宇多津中央公園	宇多津町浜八番丁114番地	都市計画公園
	地区公園	宇多津臨海公園	宇多津町浜一番丁 4 番地	都市計画公園、都市緑地〈宇多津 1 号緑地・宇多津 2 号緑地〉を含む
特殊公園	風致公園	聖通寺山公園	宇多津町字平山	都市計画公園

別表第 2（第10条関係）

（1） 使用料の基本額

ア 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分	単位	金額	
		公園施設を設ける場合	公園施設を管理する場合
土地を使用する場合	1 m ² 1 年につき	1,400円以内	1,400円以内
	1 m ² 1 月につき	250円以内	250円以内

	1 m ² 1 日につき	25円以内	25円以内
工作物その他の	1 m ² 1 年につき	1,400円以内	1,400円以内
物件又は施設を	1 m ² 1 月につき	250円以内	250円以内
使用する場合	1 m ² 1 日につき	25円以内	25円以内

イ 公園施設以外の工作物その他物件又は施設を設けて都市公園を占用する場合の使用料

種別		単位	金額
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	第1種電柱	1 本 1 年につき	1,000円
	第2種電柱		1,600円
	第3種電柱		2,200円
	第1種電話柱		930円
	第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		2,100円
	その他の柱類		72円
電線	共架電線その他上空に設ける線類	1 m 1 年につき	10円
	地下電線その他地下に設ける線類		5円
変圧器	地上に設けるもの	1 基 1 年につき	700円
	地下に設けるもの	1 m ² 1 年につき	480円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外形が0.1m未満のもの	1 m 1 年につき	48円
	外形が0.1m以上0.15m未満のもの		72円
	外形が0.15m以上0.2m未満のもの		95円
	外形が0.2m以上0.4m未満のもの		190円
	外形が0.4m以上1m未満のもの		480円
	外形が1m以上のもの		950円
郵便差出箱		1 基 1 年につき	600円
その他の占用		1 m ² 1 年につき	1,400円
その他上記以外のもの		その都度町長が定める額	

（備考）

- 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）

を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

ウ 第3条第1項各号に掲げる行為をして都市公園を使用する場合の使用料

行為の種類		単位	金額
興行、募金、行商その他これらに類する行為	一時的に行うもの	1 m ² 1 日につき	44円
	その他のもの		440円
競技会、展覧会、博覧会その他これらに類する行為		1 m ² 1 日につき	15円
その他の行為		その都度町長が定める額	

（2） 使用料の端数計算

ア 使用料の算出の基礎となる期間が1か月未満のときは1ヶ月とし、1年未満のとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りとする。

イ 使用料の算出の基礎となる面積若しくは長さが1 m²若しくは1 m未満のとき又はこれらの面積若しくは長さに1 m²若しくは1 m未満の端数があるときは、1 m²又は1 mとして計算するものとする。

ウ 1件の使用料の合計額が100円未満の場合は100円とし、10円未満の端数が生じたときは、その端数を10円に切り上げる。